

【歳入】県民税徴収取扱委託金の算定について

1 対象者①

【所得減額更正があった当該県民税徴収取扱委託金の算定式】

【歳出】過誤納金還付金 × 特定按分率 = 【歳入】県民税徴収取扱委託金

年度	【歳出】過誤納金還付金	特定按分率※	【歳入】県民税徴収取扱委託金
令和3年度	1,411,400 円	× 0.3999	≒ 564,418 円
令和4年度	1,420,500 円	× 0.3999	≒ 568,057 円
令和5年度	1,221,800 円	× 0.3999	≒ 488,597 円
令和6年度	29,497,000 円	× 0.3987	≒ 11,760,453 円
計	33,550,700 円		13,381,525 円

※ 特定按分率は、県民税徴収取扱委託金(県民税相当分)算出のための按分率。
令和6年度以降は、森林環境税の新設により按分率が変更となった。

2 対象者②

【所得増額更正及び外国税額控除があった当該県民税徴収取扱委託金の算定式】

【歳出】過誤納金還付金 = 県民税減額分 — 町民税増額分

13,947,500 円 = 14,052,200 円 — 104,700 円

【歳入】県民税徴収取扱委託金 14,052,200 円 (県民税減額分)

年度	【歳出】過誤納金還付金	【歳入】県民税徴収取扱委託金 (県民税減額分)	町民税増額分
令和6年度	13,947,500 円	14,052,200 円	104,700 円

所得の増額更正があったため町民税額は増額となったが、外国税額控除が県民税のみに適用されたため、県民税額が減額となり、これが県民税徴収取扱委託金となる。

【外国税額控除の方法】

所得税において外国税額控除が行われた場合に、所得税で控除しきれないときは、まず道府県民税の所得割の額から一定の金額を限度として控除し、さらに控除しきれない額があるときは、次に市町村民税の額から一定の金額を限度として控除する。

(参照：令和7年度要説住民税 ぎょうせい)